

令和 7 年度 梶原町重要文化的景観「神在居の千枚田」測量・実施設計委託業務に係るプロポーザル
実施要領

1 趣旨

国選定重要文化的景観「四万十川上流域における山村集落と棚田景観」の重要な構成要素である「神在居の千枚田」の耕作景観の保全・再生に向け、持続的な営農環境の整備に係る測量及び実施設計（既設水路改修、耕作道設置、農地改修）を行う。実施設計の検討は、令和 5 年度の調査成果、令和 6 年度の基本設計成果を踏まえて行う。本業務は、表 1 に示す事業年次計画の 3 か年目に位置づけられるもののうち、「整備方針に基づく測量・実施設計業務」にあたるものである。本業務の遂行にあたっては、令和 7 年度以降に予定される工事を念頭に、農政部局や地元耕作者等と協議・調整を行いながら、文化的景観を保全しつつ持続的に営農できる環境の実現に向けた具体的な整備方針や整備手法の調査を行うものとする。

そのため、プロポーザル方式により優れた提案を求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリングの内容等から総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託者として特定する。

表 1	事業年次計画	
年度	事業内容	事業主体
令和 5 年度	営農環境の実態把握、整備に係る前提条件及び基本的な方針の整理を目的とした調査業務	梶原町教育委員会
令和 6 年度	整備の具体的な方針と手法の検討、耕作者及び農政部局との協議・調整を目的とした調査業務	梶原町教育委員会
令和 7 年度	整備方針に基づく測量・実施設計	梶原町教育委員会
令和 8 年度	営農環境整備に係る工事、工事における設計監理業務	まちづくり産業推進課

2 業務の概要

(1) 業務件名

令和 7 年度 梶原町重要文化的景観「神在居の千枚田」測量・実施設計委託業務

(2) 業務内容

別紙仕様書に定めるとおり。

(3) 見積提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

[測量・実施設計委託業務費用] 37,873,000円

(4) 委託期間

[委託業務]契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 事務局

梶原町教育委員会事務局 生涯学習課 生涯学習係

〒785-0610 高知県高岡郡梶原町梶原 1212 番地 2

TEL 0889-65-1350

Fax 0889-40-2055

Mail 60-yusuhara@town.yusuhara.lg.jp

4 選定に係るスケジュール（予定）

令和7年 5月 2日（金）質問締切日

令和7年 5月 8日（火）質問回答日

令和7年 5月 13日（火）参加表明書等提出締切日

令和7年 5月 23日（金）企画提案書等提出締切日

令和7年 5月 30日（月）審査会（プレゼンテーション）

令和7年 6月上旬 審査結果通知

令和7年 6月上旬 契約締結

5 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- （1） 梶原町の入札参加資格者登録名簿に登録されている者であること
- （2） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- （3） 競争入札参加資格等の指名停止の措置を受けていない者であること
- （4） 「梶原町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第1項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- （5） 本店及び営業所等が都道府県税及び市町村税を滞納していないこと
- （6） 本店及び営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- （7） 本店または支店が高知県もしくは愛媛県にあること
- （8） 国又は地方公共団体が発注し、本プロポーザルの公告日より過去10年間に元請けとして受託し完了した「国選定重要文化的景観の選定エリア内」の下記に示す業務の実績を有する者。一つの業務で複数の実績を保有する業務も可とする。

業務実績①：農地に関する設計業務

業務実績②：農家など地域住民との合意形成に関する業務

業務実績③：棚田などの空石積みに関する設計業務

6 説明会

実施しない。

6 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月13日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 業務実績書（様式第3号）

ウ 資格要件確認書（様式第6号）

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参または郵送（必着）とする。

※持参の場合は、午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、必ず「書留」とすること。

(5) 提出先

「3 事務局」まで

※参加表明書提出後に参加辞退する場合、辞退届（様式2号）を令和7年5月20日（火）午後5時までに持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

資格要件の確認

梶原町教育委員会で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年5月15日（木）までに申込者へ電子メールにて通知する。

参加表明をした者の数が5者を超える場合は、第2次審査を行う5者程度に選定する。なお、審査の結果1社となった場合は、提案書の提出を求めず契約に向けた協議を行うものとする。

審査結果は、参加表明者に対して令和7年5月16日（金）までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛に提案者記号を付して第1次審査結果通知書を電子メールにて送付する。なお、審査の結果1社となった場合は、提案書の提出を求めず契約に向けた交渉を行うものとする。

参加要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めること。

とができる。

②町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

7 質問・回答

本件に関する質問は、質問書（様式第4号）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

（1） 期限：令和7年5月2日（金）午後5時まで

（2） 質問方法：質問書（様式第4号）を電子メールに添付して送付すること。

※電子メール件名の先頭に【「神在居の千枚田」測量・実施設計委託業務質問】と必ず記載すること。

（3） 送信先：「3事務局」に記載する電子メールアドレス

（4） 回答方法：参加の意思確認を行った全ての事業者の担当者に対して、令和7年5月8日（木）に質問および回答を電子メールに添付のうえ送付する。複数回に分けて回答する場合もある。

8 企画提案書等の提出

参加申込及び資格要件の確認 プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式-1）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって、提出される書類を下記に示す。

企画提案書等の作成にあたり「10企画提案書について」を参照の上、以下の内容で提出すること。

（1） 期限：5月23日（金）午後5時まで（必着）

（2） 提出方法：「3事務局」まで提出書類を持参するか郵送（必着）すること。

※持参の場合は、午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、必ず「書留郵便」とすること。

（3） 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 業務実績書（様式第3号）

以下の点に留意して作成するものとする

ー記載された業務実績を証するものの写しをそれぞれ1部ずつ添付すること。

ウ 資格要件確認書（様式第6号）

管理技術者の資格要件を確認する書類として、資格要件確認書を作成し、資格を証する資格証等の写しを添付すること。必要な資格は、下記のとおりとする。

ー技術士（建設部門 都市計画及び地方計画）かつ技術士（建設部門 建設環境）

(4) 提出部数：6部（原本1部、副本5部）

9 提出書類留意事項

提出書類については、下記の事項を留意することとする。

- (1) 提出された書類の差し替え、再提出は認めない。
- (2) 提出された書類は、提案の審査終了後も返却しない。
- (3) 提出書類の提出、本企画提案募集への参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、令和7年度 梶原町重要文化的景観「神在居の千枚田」測量・実施設計委託事業者を選定するための資料であり、提出された書類に関する著作権等の主張は認めない。
- (5) 提出書類作成のために梶原町から受領した資料等は、梶原町の了解無く公表し、又は使用してはならない。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されたとき、または不正行為が判明した場合は、事務局の判断で失格とする。

10 企画提案書について

企画提案書の提案内容は、仕様書他関連資料の内容を踏まえ、作成にあたっては下記の事項に留意するものとする。

- (1) 企画提案書の用紙は、日本工業規格A4判（A3判資料使用可）とし、任意書式にて作成すること。
なお、目次の作成及び下部にページ番号をふること。また、A3判を利用する場合は、1ページとして換算するものとする。
- (2) ページ数は20ページ以下とする。
- (3) 企画提案書の内容は、下記の項目に従って作成すること。各項目は記載必須項目であり、記入の無い項目がある場合、失格となる場合がある。

順番	提出書類の名称	様式	規格等
1	企画提案書	任意様式	○両面印刷としてください。
2	業務実施体制調書	任意様式	○本業務を実施するにあたっての配置予定技術者等の体制を記載する。
3	工程表	任意様式	○業務の工程を明らかにする。なお、受託者が実施する業務と当町が実施する業務とが明確に区別できるようにする
4	参考見積書 (見積明細書を含む)	任意様式	○見積りの内訳を可能な限り詳細に記載してください。 ○本業務の必要経費（全ての費用） ○正本1部として、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、並びに社印を押印したものを提出してくだ

			さい。
--	--	--	-----

(4) 提案は各参加者1提案とし、仕様書、その他関連資料の内容を含んだものとする。

(5) 企画提案書中の文書及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすく平易な表現とし、難解な専門用語を使わなければならない場合は、必ず注釈を付すこと。

(6) 提案書に記載する内容は、事業者が提案する提案見積費用内で実現できるものであること。

(7) 仕様書等その他関係書類に記載している内容以上に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。

1.1 審査・選定について

(1) プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために、「梶原町重要文化的景観「神在居の千枚田」測量・実施設計委託業務プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」)という。)を設置し、審査を行う。

(2) 審査委員会の各委員が企画提案者ごとに評価項目に対して評価点を付与する。
審査の評価視点は、別表のとおりとする。

審査の視点	評価項目		評価のポイント	評価点数
業務受託実績に対する評価	1	同種・類似業務受託実績に対する評価	・受託実績は、業務を請負うにあたり十分であるか。	10
技術提案書及びヒアリングによる評価	2	重要文化的景観を踏まえた内容に対する評価	・本地の特徴及びその価値、課題について理解しているか。 ・価値や課題を踏まえた提案が具体的に示されているか。	40
	3	土地所有者との合意を踏まえた内容に対する評価	・所有者の意向など十分に理解しているか。 ・意向を踏まえた提案が具体的に示されているか。	30

	4	業務実施方針等に対する評価	・業務実施方針、取組体制、設計チームの特徴が明確であるか。 ・重視する設計上の配慮がなされているか。	10
	5	その他	・見やすく、わかりやすい提案書やプレゼンテーション及びヒアリングであったか。 ・上記提案が実現可能であるか。	5
価格提案書	6	価格提案書	・予定価格以内であること。 ・内訳内容などが明確であること。	5
合計				100

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者という。」）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

本業務の実施に際して、案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と町は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に先鋭された者が、改めて町と交渉を行うこととなります。

（３）プレゼンテーション等について

ア 実施日及び会場

日 時：令和7年5月30日（金）

会 場：梶原町立図書館 多目的ルーム

※ 順番、時間については、本町において抽選を行い、別途通知します。

※ お呼びするまで、梶原町立図書館会議室1（控室）でお待ちください。

イ プレゼンテーション時間

1 提案者あたり40分（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）程度とする。

ウ 使用機材

スクリーン、電源（延長コンセント）、プロジェクターについては本町で用意する（持込み可）。その他の機材については提案者において用意すること。

エ その他

出席者は3人以内とし担当責任者となる者は必ず出席すること。ソフト開発元や共同事業者等の参加は禁止とする。

提出された書類、審査の過程等は公表しない。

オ 審査結果の送付

令和7年6月上旬に全ての者に審査結果通知書（郵送またはメール）により通知する。

1 2 失格

本企画提案募集に参加した者が、以下のいずれかに該当したときは、当該参加者が行った提案を失格とする。

- （1）提出すべき書類について、企画提案実施要領等に定めた提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- （2）提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- （3）正当な理由なく提出書類を提出しなかった場合

1 3 契約の締結

- （1）契約交渉相手方に選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- （2）契約交渉にあたっては、契約交渉相手方が提案した業務内容を尊重するが、本業務の目的達成のため、本町と契約交渉相手方との協議により、契約締結段階での項目の追加、変更、削除を行えるものとする。従って、契約交渉相手方の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。
- （3）契約書作成に要する費用については契約予定者による負担とする。
- （4）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （5）契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納めるものとする。ただし、過去に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合は、免除する。